

# 平成28年度 三郷市環境審議会

---

## 第1回 会議録

三郷市 環境安全部 クリーンライフ課  
平成28年6月16日（木）午後1時から2時  
三郷市役所 第三委員会室（6階）

## 委員の出席状況

※網掛けは欠席者

NO	職名等	所属名又は職種	氏名 (敬称略)
1	学識経験を有する者	三郷吉川地区獣医師会 会長	佐藤 剛
2	〃	東京大学 大学院教授	堀田 昌英
3	〃	元 日本工業大学 准教授	飯倉 道雄
4	商工団体に属する者	三郷市商工会	篠田 耕司
5	〃	三郷中央ロータリークラブ	宮田 博
6	〃	三郷市環境保全協力会	瀧澤 美之
7	農業団体に属する者	さいかつ農業協同組合	永塚 守利
8	〃	三郷市農業委員会	藤田 裕衛
9	市民	三郷の川をきれいにする会	鈴木 こずえ
10	〃	町会関係 (町会長等視察研修会実行委員会)	皆川 俊夫
11	〃	一般公募	山崎 美保
12	〃	一般公募	染谷 賢太郎
13	関係行政機関の職員	埼玉県越谷環境管理事務所 所長	新村 三枝子
14	〃	埼玉県草加保健所 所長	田邊 博義
15	〃	埼玉県吉川警察署 生活安全課長	西山 浩三

## 【事務局】

島村環境安全部長、長本環境安全部副部長、杉橋クリーンライフ課長、吉田環境保全係長、横川環境保全係主査、野村環境政策室主査、千葉環境政策室主事

## 【会議録の作成方法】

録音機器から作成した要点記録

## 【傍聴者の数】

0人

## 1. 開 会

---

## 2. 審議委員自己紹介／事務局職員紹介

---

## 3. 会長・副会長の選出

---

## 4. 会長あいさつ

---

## 5. 議題

---

### 千葉主事

議題に入る前に、環境審議会についてご説明させていただきます。

三郷市環境基本条例（抜粋）をご参照ください。環境審議会につきましては、第27条から第35条に規定されていますので、該当部分を読上げさせていただきます。

～「三郷市環境基本条例」該当部分の読上げ～

### 野村主査

本日は、条例第28条第2項に基づき、環境の保全等に関する重要事項をご説明いたします。

また、本日の審議内容は発言者名、発言内容とともに、会議録として作成され、市政情報コーナーやホームページ等で公開いたしますので、委員各位のご理解とご了承をお願いいたします。

なお、個人が特定できる場合などは、表現に工夫をする場合があることをお断りいたします。

また、三郷市環境基本条例第32条に基づきまして、当審議会の議長を会長が務めることとなっておりますので、佐藤会長よろしく申し上げます。

### 佐藤会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

審議会の議事に入る前に、委員の出席状況につきまして事務局から報告を求めます。

### 野村主査

ご報告申し上げます。

本日の出席状況は、委員15名中、11名が出席しております。

従いまして、三郷市環境基本条例第32条第3項の規定による定数に達しておりますことをご報告いたします。

### 佐藤会長

ただいまの事務局からの報告のとおり、本日の審議会は成立とします。次に、会議録の署名委員につきまして、私から指名させていただきたいと思

います。篠田委員と宮田委員にお願いしたいと思います。

続きまして、審議会は会議の公開を行うこととなっておりますので、傍聴者の申し込み状況について、事務局から報告を求めます。

**千葉主事**

本日の傍聴者はありません。

**佐藤会長**

それでは議題に入りたいと思います。

議題（１）（仮称）三郷市動物の愛護に関する条例（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

**吉田係長**

それでは、お手元にあります「（仮称）三郷市動物の愛護に関する条例（案）の概要」と「資料１、（仮称）三郷市動物の愛護に関する条例（案）」に基づいてご説明させていただきます。

三郷市におきましても、住環境や生活スタイルの変化に伴いさまざまな動物がさまざまな形態で飼われております。一部、飼い主のマナーが徹底されておらず、周辺の環境に支障を及ぼすような事例が見受けられてきております。

そのような中、人と動物とが共生する地域社会を実現するためには、市・市民・動物の飼い主の責務や役割を条例制定により明らかにし、市民の動物愛護の精神を高揚させ、それを図る必要があると考えております。

それでは、（仮称）三郷市動物の愛護に関する条例（案）の概要についてご説明させていただきます。

目的ですが、この条例は、人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念を定め、並びに市、市民及び飼い主の責務を明らかにし、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって人と動物の共生する社会の実現に寄与することを目的とするとしています。

続きまして基本理念になりますが、人と動物との調和のとれた共生社会は、市・市民・及び飼い主が、動物の命についてもその尊厳を守るべきものであることを十分に理解したうえで、それぞれの責務を果たし、互いに密接に連携を図りながら動物の福祉の向上を目指すとともに、人と動物とが共生することができる地域社会づくりを実践することを基本理念として推進されなければならないということです。

このイメージ図でございますが、三郷市・市民・動物の飼い主がそれぞれ役割を果たすことによって人と動物とが共生する地域社会の実現が実践されるということを表しております。

続きまして、市・市民・動物の飼い主の責務ということで、実際このイメージ図の中でそれぞれがどのような役割を果たすか、どうゆうことをするかということが示されているものでございます。

市におきましては、市を中心として動物及び飼い主が一体となって動物愛護と管理に関する取り組みを進める体制を構築するための次の取り組みを実施します。

まずは、動物愛護に係る普及啓発でございます。こちらにつきましては、動物愛護週間や広報活動で行っていきます。

次に動物の飼い主への学習の機会の提供ということで、しつけ方教室やさまざまなイベントで周知をしていく形になります。

続きまして、国・県・近隣自治体との連携ということで、保健所、動物指導センター、県から委嘱を受けている動物愛護推進委員、隣の吉川市と連携をとってまいります。

続きまして、動物愛護団体等との連携ということで、三郷市愛犬クラブ、埼玉県獣医師会、市内ボランティア団体があります。

市民におきましては、動物の飼養の有無にかかわらず、すべての市民が、動物が命あるものと認識して、みだりに動物を虐待することのないよう、動物愛護に努めるとともに、市の取り組みに協力するように努力することがもとめられます。動物愛護週間で、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただきたいと思います。

最後に動物の飼い主につきましては、飼養している動物を愛情をもって取り扱うとともに、飼い主としての責任を十分に自覚し、動物による他人への危害及び迷惑の防止、近隣生活環境の保全に努めることが求められます。具体的には、動物愛護週間、適切なしつけ、適正な飼養環境の整備、終生飼育、逸走の防止でございます。また、大災害時における動物の安全確保、その他、犬猫については、この条例で個別具体的に遵守事項を規定しております。

参考までに、県内の動物愛護条例の制定状況でございますが、上尾市で平成22年に施行されております。概要については以上でございます。

続きまして、（仮称）三郷市動物の愛護に関する条例（案）について細かく説明させていただきます。

目的、基本理念につきましては、先ほどご説明いたしました概要と同じ内容でございます。

第3条、市の責務につきましては、市は、前条に定める基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な施策を策定し、これを実施する責務を有します。

第4条、市民の責務につきましては、市民は、人と動物とが共生する地域社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、市が行う施策に協力する責務を有します。

第5条、飼い主の責務につきましては、飼い主は、人と動物とが共生する地域社会の実現に向けて、動物が命あるものであることを十分に認識するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚し、動物を適切に飼養する責務を有します。また、飼い主は、飼養する動物の健康及び安全を保持するととも

に、愛情をもって動物を取り扱わなければならないとしています。こちらにつきましても、動物の飼養における責務を規定しておりますが、この後の遵守事項との違いについて、動物を飼養するうえでの心得となっております。

続きまして第6条、飼い主の遵守事項ですが、先ほどの飼い主の心得に対しまして具体的に飼い主が行うべき行動を規定しております。

(1) 動物の種類、習性等を理解し、適切なしつけをすること。(2) 動物による人の生命、身体若しくは財産に対する侵害を防止するよう努めること。(3) 近隣住民の理解を得られるよう適切な飼養環境を整備し、周辺的生活環境の保全に努めること。(4) 動物がその命を終えるまで適切に飼養するように努めること。ただし、やむを得ず継続して飼養することができなくなったときは、適切に飼養することができる者に譲渡すること。(5) 動物の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走したときは、自らの責任において捜索し捕獲すること。(6) 地震等の非常災害が発生した場合における動物の適切な飼養のための準備をするとともに、災害時においては、必要に応じて動物とともに避難し、避難所での動物の適切な飼養に努めることとでございます。犬と猫につきましても個別具体的に定めております。

第7条、犬の飼い主の遵守事項として、(1) けい留して飼養すること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア・警察犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合。イ・人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに他人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養する場合。ウ・犬を制御できる者が、綱等により確実に保持して移動させ、又は運動させる場合。こちらにつきましても、人の生命、身体及び財産に危害を加え、ならびに人に迷惑を及ぼさないように犬の放し飼いや、ノーリードによる散歩を行わないように規定しております。(2) 屋外で運動させる際には、ふん尿を処理するための用具を携行し、当該犬がふんをしたときは速やかにこれを回収し、持ち帰ること。こちらにつきましても、近隣住民の環境保全のために、ふん尿の適正処理を規定しているものです。(3) 犬を譲渡する場合は、出生後8週間は当該犬とその親を共に飼養してから譲渡するように努めること。この8週間につきましても、犬として人に慣れるための社会性が適切にできていない犬が譲渡されると、成長後に噛み癖や吠え癖等の問題行動の可能性が高まるとされています。このことから、適正な期間を規定しているものでございます。

続きまして、第8条、猫の飼い主の遵守事項でございます。猫の飼い主は、飼養する猫について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。(1) 疾病への感染及び不慮の事故を防止し、猫の健康及び安全を確保するとともに、周辺的生活環境を保全するため、屋内で飼養するように努めること。こちらにつきましても、飼い猫が屋外で活動することによる様々なリスクを回避することと、頻繁な鳴き声による騒音、ふん尿により周辺住民の生活環境の支障防止のために規定しております。(2) やむを得ず屋外で飼養する場合

は、不妊手術、去勢手術その繁殖を制限するための措置を講ずるとともに、首輪、名札等により自己の所有を明らかにするための措置を講ずること。こちらにつきましては、毎年、飼い主のいない野良猫が周辺住民への生活環境に支障を及ぼすことで、苦情の相談が絶えない状況にあります。飼い主のいない猫が増える原因のひとつとして、外飼い猫による繁殖と、それに伴う遺棄が考えられることから、その対策として規定しております。(3)猫を譲渡する場合は、出生後8週間は当該猫とその親を共に飼養してから譲渡するように努めること。こちらにつきましては、犬と同様となっております。

最後に第9条、国等との連携として、市は、人と動物が共生する地域社会の実現に向け、効果的に施策を展開するために国、埼玉県その他の地方公共団体及び動物関係団体等との連携を図るよう努めるものとする。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

条例の説明は以上になります。こちらの条例につきましては、本日これからご審議をいただきまして、その後パブリックコメントにかけていきます。パブリックコメントにつきましては、8月号の広報で告知をし、8月23日から9月21日まで手続きを実施する予定でございます。

**佐藤会長**            ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対し、質問がありましたらお願いします。

**宮田委員**            第8条(2)の文言について「その他の繁殖」ではなく「その繁殖」でよろしいのですか。

**佐藤会長**            事務局いかがですか。

**吉田係長**            「その繁殖」で合っています。その繁殖を制限するための処置が不妊手術、去勢手術ということになります。

**佐藤会長**            宮田委員からご指摘がありました文言について、やむを得ず屋外で飼養する場合は、不妊手術、去勢手術その繁殖を制限するための措置を講ずるという文言より、その繁殖を制限するために不妊手術、去勢手術を講ずるということのほうが文言として適切なような気がするのですが事務局いかがでしょうか。

**島村部長**            事例とすれば、その他の繁殖を制限するための措置ということになるかと思えます。不妊手術、去勢手術以外にその方法があるのかという意味あい「他」が抜けているのではというご指摘かと思えます。再度、法規に確認し調整したいと思えます。

- 佐藤会長** 宮田委員よろしいでしょうか。
- 宮田委員** 抜粋した元の資料の文言が抜けている場合もあるので、指摘させていただきましたが、それが適切であるならその文言で構いません。
- 佐藤会長** 事務局で再考していただき、適切な文言に訂正後パブリックコメントで意見を求めていくということによろしいですか。
- 宮田委員** はい。
- 佐藤会長** 他にご意見はないでしょうか。  
今のうちに改正すべき個所は改正しパブリックコメントに反映できればと思うのですがいかがでしょうか。
- 新村委員** この条例の対象としている動物の範囲は明確化されないのですか。
- 佐藤会長** 事務局お願いいたします。
- 吉田係長** 通常ですと動物の範囲の定義はされるのですが、人が飼う動物すべてが対象ということで考えております。
- 佐藤会長** よろしいですか。ご理解いただけたでしょうか。
- 新村委員** はい。
- 佐藤会長** ありがとうございます。他にご意見はありますか。
- 皆川委員** 犬は保健所に捕獲されているのですか。
- 佐藤会長** 事務局お願いします。
- 吉田係長** 現在は野良犬がほとんどおりません。迷子犬として警察や保健所に保護されるという事例はございます。
- 佐藤会長** よろしいでしょうか。
- 皆川委員** はい。



**佐藤会長**

本日この動物愛護に関する条例について審議をいただいておりますが、もし質問がないようでしたら終了させていただきます。

本日予定しておりました審議がすべて終了いたしましたので、議長の職をおろさせていただきます。

皆さんの協力によりまして、議事がスムーズに進行できましたことを感謝申し上げます。これから1年半ではありますが、力を合わせて三郷市の環境に貢献してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

**野村主査**

ありがとうございました。今後も（仮称）三郷市動物の愛護に関する条例につきましてはパブリックコメントを通して意見を得たあとに審議会で結果を報告し最終案の作成に向けて進めていきたいと思っております。引き続き皆さまのご協力をお願い申し上げます。

また、事務連絡になりますが本日配布しました資料1は政策会議説明前ですので会議終了後、回収させていただきます。

それでは閉会にあたりまして、長本副部長からご挨拶を申し上げます。

長本副部長よろしくお願い致します。

**6. 閉 会**

---